



利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置について

2022年6月22日

総務省プラットフォームサービスに関する研究会
プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG

一般社団法人MyDataJapan
常務理事 伊藤 直之

総務省令で定めることとされる事項

【論点1:第27条の12柱書き】内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務

意見



「利用者が多い＝影響が少なくない」ではなく、「外部送信されるデータによって起こり得る個人のプライバシーリスクが大きい＝影響が少なくない」と考えるべきであり、アクセス数/ユーザー数で規律の対象を定めることはできないのではないかと。必須のデータ以外のデータを外部送信するサービス、および必須のデータの送信であってもそれをその必須の目的以外の目的で利用する場合は、すべて対象とすべきである。

主張



サービスの利用者を中心に考えるべきである。「**利用者が多い＝影響が少なくない**」ではなく、「**外部送信されるデータによって起こり得る個人のプライバシーリスクが大きい＝影響が少なくない**」と考えるべきであり、**利用者数/アクセス数のみによって対応の有無を分けるのは不適切**である。



利用者の利益に及ぼす影響(プライバシーリスクなど)の多寡は、サービスの利用者数やアクセス数だけで決まるものではなく、データの性質や利用目的によるところが大きい。



小規模事業者のサービスであっても、特殊性の高いサービスなど利用者数/アクセス数が少ないほど、むしろ当該個人が特定されやすいなどのプライバシーリスクが高まる可能性もある。



利用者側は通常、利用しようとするサービスの利用者数やアクセス数を知らない/意識しないため、そのサービスでの対応必要有無すら分からない、ということが多く考えられる。

理由

主張



アクセス数/ユーザー数のみの場合、後から事業者に対応を求めることになり、事業者にとってコスト増となる恐れがあり、むしろ初期段階から小規模事業者やスタートアップ等も対応することができるよう、ガイドライン等で示されるべきである。



事業者が、データを外部送信するモジュールやタグ等を設置する手間をかけられるのであれば、通知または公表を行う手間もかけられるはずである。**データを外部送信をする場合は、利用者保護を1セットとして考えるべき。**



“**影響が少なくない**”のかどうか、**第三者がその適切性を検証・評価できるようにするべき。**

総務省令で定めることとされる事項

【論点2:第27条の12柱書き】通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件

意見



これまで認知できていなかった利用者が“容易に知り得る状態”となるよう、通知または公表のどちらであっても、ポップアップ等の能動的な手法を用いるべきである(“クリック疲れ”を呼ばない、かつ実質的に意味をもつようなものにする必要がある)。

理由

- 通知または公表(容易に知り得る状態に置く)のどちらかを選択する場合、公表を選択する事業者が多くなることが想定される。
- 現状下、外部送信(「閲覧先と異なるアクセス」や「それによる情報取得」)されている事実を認知しているのは利用者の約3割であり、**ウェブサイトのどこかで公表している程度では、利用者にとって“容易に知り得る状態”であるとは言えない、と考えられる。** 参照:野村総研「[プライバシーポリシー等のベストプラクティス及び通知同意取得方法に関するユーザー調査結果](#) P.78」



主張

- “容易に知りうる状態” = 認知している3割+ α が容易に知り得る状態 ではなく、“容易に知りうる状態” = 残り7割の認知していないユーザーが知り得る状態 である必要があるのではないかと主張。
- そのため、通知または公表のどちらであっても、ポップアップ等の能動的な手法を用いるべきではないかと主張。ただし、ケースによってはポップアップが適していない場合もあるため、“クリック疲れ(click fatigue)”を呼ばない、かつ実質的に意味をもつようなものにする必要がある。

総務省令で定めることとされる事項

【論点2:第27条の12柱書き】通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件

意見



「同意さえ取っておけば外部送信に関する『通知または公表』をしなくても良い」として、例外規定3号が“知り抜けルール”として使われることがないよう、「有効な同意」についてガイドラインで具体例を示すべきである。

“ 例外規定3号 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されること ”

理由

利用規約やプライバシーポリシーにおいて「同意」さえ取っておけば、外部送信に関する「通知または公表」をしなくても良いということになるのは大きな問題である。

「通知または公表」の場合、外部送信先や外部送信される情報の内容が明らかとなるが、三号の規定に該当すると、それらを明示しなくても良いということになりかねない。

同意しないとサービスが利用できないようにすることで、外部送信に関する詳細な説明の提示とそれに基づく同意が不要になるという“知り抜けルール”にならないようにすべきである。

主張

同意が有効となる/ならない場合について、ガイドラインで具体例を示し、有効な同意でなければ、この例外にあてはまらないことを明確にすべき。

サードパーティ側での同意取得は、ユーザーには分かりにくいいため有効とはいえないのではないかと

総務省令で定めることとされる事項

【論点4:第27条の12第4号ロ】オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項

意見



例外規定4号のオプトアウトは、外部送信もしくは外部送信先での利用のオプトアウトが送信元で可能な場合であって、外部送信先のウェブサイトにおけるオプトアウトリンクを示すことや、それを説明することをもって例外規定4号のオプトアウト措置とする、とは言えないのではないか。

例外規定
4号

当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報

イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること。

(1)当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信

(2)当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用

ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

理由

主張



オプトアウト措置と一概に言っても、利用者にとっては**送信自体のオプトアウトなのか、送信先での利用のオプトアウトなのか理解が難しい**



イ(2)はモジュール/タグ設置事業者側で外部送信先での利用の停止の請求が可能な仕組みを用意している場合に限るのではないか



外部送信先で利用の停止(オプトアウト)をする場合は、通知・公表に含めなければならないものとするべき



オプトアウト措置を取っている場合は外部送信に関する通知・公表が不要になるため、通知・公表と同様の措置(ポップアップ等の能動的な手法)をとるべき





総務省令で定めることとされる事項

【論点3:第27条の12柱書き】通知又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項

意見



論点2・4にある通り、利用者は利用サービスから情報が外部送信されていることを認識していないため、外部送信がなぜ必要なのかを理解し、利用者が影響があると判断した際に容易にオプトアウトできるようにするべきである。

-  外部送信先での利用目的
-  オプトアウトの有無と、有の場合のオプトアウトの方法
-  外部送信先のプライバシーポリシー/オプトアウトページへのリンク
-  外部送信先のプライバシーポリシーが外国語の場合は、利用目的やオプトアウトの方法についての日本語での説明

総務省令で定めることとされる事項

【論点5:第27条の12第1号】利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報

意見



①セキュリティや画面設定・言語設定にとって必要な情報でない場合、②必要な情報であってもセキュリティや画面設定・言語設定以外の目的で利用される場合、のいずれかに当てはまる場合は、措置を不要とする情報には当てはまらず、通知・公表する必要があるのではないか。

理由

👤 情報の種類によって送信が必要な情報か否かを判断することはできない

👤 同じ情報でも、利用目的や利用のされ方で必要/不必要が変わる

👤 OS情報・言語設定・画面設定などは適正な画面表示やセキュリティ対策に利用できるが、広告表示やフィンガープリンティングにも利用できる

👤 セキュリティや画面設定・言語設定のためだけに使用されることがある情報であっても、**外部送信された先で例えば広告やトラッキング等のために利用される場合には「通知または公表」が必要である**と言える。

👤 外部送信先で広告などに利用される例:埋め込みされたYouTube、Google Analyticsなど

👤 Googleは送信元における通知・公表を推奨している。

参照:[YouTube API 利用規約](#)、[Google アナリティクス利用規約](#)

主張



MyData

Japan